事　務　連　絡
平成25年（2013年）11月18日

指定就労継続支援Ａ型事業所　管理者　様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長　高橋　みゆき

就労継続支援Ａ型における短時間利用者の減算に係る取扱いの変更と再周知について

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて、就労継続支援Ａ型サービス費の算定にあたっては、短時間利用者の割合に応じて、所定単位数（本体報酬）の減算が設けられております。

この減算の取扱いに関し、この度、厚生労働省から新たな見解が示されましたのでお知らせします。

変更点は下記のとおりとなりますので、請求事務にあたり、ご留意くださいますようお願いします。

記

１　変更点

変更前	変更後
週の途中に利用を開始（終了）した者については、当該週の現員数に含める。	週の途中に利用を開始（終了）した者については、当該週の現員数から除いても差し支えない。
計算上、端数が生じる場合は、小数点第2位以下を切上げる。	短時間利用者の割合を百分率（％）で表した際の小数点以下は四捨五入する。

※　平成25年11月サービス提供分の報酬算定（平成25年12月請求分）からの適用とする。

２　本市取扱い（変更後）

別紙のとおり。

〒060－8611　札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係
TEL 011-211-2938　FAX 011-218-5181
E-mail　sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp

別紙

就労継続支援Ａ型における短時間利用者の減算に係る取扱い

１　概要

報酬算定を行う月の直近３ヶ月間の提供実績における、現員数（※１）に占める短時間利用者（※２）の割合が半数以上の場合に、利用者全員の本体報酬について、一定の減算を行う。

※１　「雇用契約を締結している利用者」で、1週間のうち、1日でも利用（雇用契約に基づく労働）のあった者の数

※２　週20時間未満の利用者

２　本体報酬の減算率

⑴　10%減算

現員数に占める短時間利用者の割合が50%以上80%未満の場合

⑵　25%減算

現員数に占める短時間利用者の割合が80%以上の場合

３　算定方法

直近3ヶ月間において、1週間ごとの現員数に占める短時間利用者の割合を求め、当該期間の週平均の割合を基に行う。

４　留意事項

⑴　直近3ヶ月間における最初と最終の週が月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算を行う。なお、ここでの週とは、特に就業規則その他に別段の定めがない限り、日曜日から始まり土曜日に終わるものとして取り扱う。

⑵　運営規程に定めた通常の営業日のうち、祝日等によって休業日が１日以上ある週については、当該週を除いて計算を行っても差し支えない。

⑶　計算時に用いる実績時間数については、労働基準法に定める労働時間とし、昼食等の休憩時間やその他支援を行った時間は除く。

⑷　欠席時対応加算の算定を行った日については、実績が無いものとして取り扱う。

⑸　週の途中に利用を開始（終了）した者については、当該週の現員数から除いても差し支えない。

⑹　短時間利用者の割合を百分率（%）で表した際の小数点以下は四捨五入する。

５　計算例

別添のとおり。

就労継続支援Ａ型における短時間利用者の減算に係る取扱い（計算例）

○　平成25年11月サービス提供分の報酬算定を行う場合

※　週の開始が日曜日からの事業所

※　②、⑦、⑧及び⑪の週は、祝日などによる休業日を含む。

（黄色の網掛け）⇒ 短時間利用の実績

（灰色の網掛け）⇒ 計算から除く週

利用実績（時間）

期間＼利用者	① 8/4 ～ 8/10	② 8/11 ～ 8/17	③ 8/18 ～ 8/24	④ 8/25 ～ 8/31	⑤ 9/1 ～ 9/7	⑥ 9/8 ～ 9/14	⑦ 9/15 ～ 9/21	⑧ 9/22 ～ 9/28	⑨ 9/29 ～ 10/5	⑩ 10/6 ～ 10/12	⑪ 10/13 ～ 10/19	⑫ 10/20 ～ 10/26
A	25	10	25	25	25	25	20	20	25	25	20	25
B	25	10	25	25	25	25	20	20				
C	16		16	16	12	16	10	8	16	16	16	16
D	16		16	16	16	16	16	16	16	16	12	16
E	12	12	12	16	16	16	16	16	16	16	16	
F	16	8	16	16	16	16	12	12	16	16	12	16
G	4		16	20	16	16	16	16	20	20	16	20
H	25	5	25	25	25	25	20	20	25	25	20	25
I	16	4	16	16	16	16	12	12	16	16	8	16
J	25	10	25	25	25	25	20	20	25	25	20	25
週ごとの短時間利用者の割合	60%		60%	50%	60%	60%			56%	56%		50%
対象期間全体での短時間利用者の割合	57%											

最初の週（7/28~8/3）と最終の週（10/27~11/2）は月をまたぐため、対象期間から除く。

１週間のうち、利用が全く無い場合（欠席時対応加算のみを算定する場合を含む。）はその週の現員数から除く。

百分率で表した際の小数点以下は四捨五入する。

週ごとの短時間利用者の割合の平均から、全体の割合を計算する。
（②、⑦、⑧及び⑪の週については、計算から除く。）

短時間利用者の割合が50%以上80%未満⇒**10%減算の対象**